

平成25年6月第2回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....

1. 開議 平成25年6月11日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番	長谷川	健介
2番	鈴木	広美
3番	服部	雅恵
4番	小菅	耕二
5番	小山	栄治
6番	木村	利晴
7番	石井	孝昭
8番	桜田	秀雄
9番	林	修三
10番	山口	孝弘
11番	湯浅	祐徳
12番	川上	雄次
13番	古場	正春
14番	林	政男
15番	新宅	雅子
16番	鯨井	眞佐子
17番	加藤	弘
18番	京増	藤江
19番	右山	正美
20番	丸山	わき子
21番	小高	良則
22番	中田	眞司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北村新司
副市	長	小澤誠一
教	育	長小島澄男
総務	部	長浅羽芳明
市民	部	長加藤多久美

市民部参事（事）国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事（事）総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事（事）農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事（事）道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成25年6月11日（火）午前10時開議

- 日程第1 議案第1号から議案第9号
 請願第25－1号
 質疑、委員会付託
- 日程第2 議員派遣の件
- 日程第3 休会の件

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、議案第1号から議案第9号及び請願第25－1号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とします。また、質疑は一問一答、同一議題につき2回まででお願いします。

最初に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、私の方から議案第8号、予算書の10ページでございますけれども、コミュニティ助成事業補助金について伺いをいたします。

当初の予算審議の中では、集会場等の改築等について、予算が厳しいので今年度はないだろうと、そのような答弁があったかに思いますけれども、今回、財団法人自治総合センターの助成金、これを活用するということで1千750万円が計上されています。これは、具体的にどこの集会場を改築されるのか、伺いをいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この補助金でございますけれども、今、議員がおっしゃられたように、財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業の一環として、市町村を經由して地域に交付をされますコミュニティの助成事業助成金、これは歳入の方に同額を計上しておりますけれども、これを原資として行う事業ということで、今回対象となっているのは2つの事業でございます。

1つは、地域のコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に係る一般コミュニティ助成事業ということで、沖区が実施をします太鼓類であるとかはんてん、それから音響機器等の購入、これに係る補助金が250万円。

それから、もう一つは、先ほどおっしゃられました集会施設の建設整備に係るコミュニティセンターの助成事業ということで、朝日区が実施をします朝日区コミュニティセンターの建設事業、これに係る補助金として1千500万円、これを支出するということで、計上したものでございます。

○桜田秀雄君

質問の項目が1項しか起こしていなかったのでもう質問できないのですが、集会場施設建設補助金等交付金要綱がありますけれども、この中に事前協議、こういう項目が第5条にございます。先日、とある地区から、集会場の小規模改修について相談がありました。担当窓口に向ったんですが、予算がないということで対応できる状況ではないと、このようなお話でございます。また、申請書類ですか、これはもうお渡しする段階じゃないんだと、予算

がないので。そういう話でございますけれども、住民の皆さんがさまざまな問題で役所へ来ると。そうすると、まず最初に予算がない、お金がない、こういうことで、皆さん渋々帰って行かれます。もう最近では、そういうことで、役所に相談しても、お金がないと断られるからもう行かないと、そういう状況も生まれつつあります。

しかし、こういう要項がまだ生きているわけですから、申請があつたら、状況はもちろん親切に説明をされて、申請書類は受けるべきではないか、このように思うんですが、また、こうした申請書類、これは過去にちょっと質問したことがありますけれども、保存期間というか、また有効期間、これは何年かという質問を前にしたことがありますけれども、当時は5年であると、1年のものもあると、さまざまだと言われていましたけれども、これは何年に該当するのか、この辺についてお伺いをいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

市の補助金ということですが、この補助金の交付決定を行う新築等、これは改築とか修繕も含まれるわけですが、これらを行う場合には、その要綱の中で計画書を提出して、事前協議をしてもらうということになっております。それはおっしゃるとおりでございます。新築に関して言えば、現状では真井原区と二区の方から相談を受けておりますけれども、ここは財政状況を踏まえて、平成26年度、平成27年度はなかなか厳しい、凍結をせざるを得ないということの見通しでありますので、両区に対してはその旨説明をして理解をしていただいております。

それから、窓口での説明ということですが、私どもとしてはきちんと説明をしておるつもりでございます。

それから、これは補助金ということでございますので、当然予算の範囲内ということになりますから、予算がなければこれはお出しすることはできないということで、回答をしておるつもりだと、担当の方ではそういう意味で回答しているというように理解しております。

修繕等につきましても、現在、2つの地区から要望が上がっておりますが、これについては財政状況ということで、予算計上まで至っていないということでございますので、予算計上にあたりましては、必要性であるとか緊急性、これらを踏まえた上で判断をしていくべきものだというふうに考えております。

それから、書類の保存年限につきましては、内容によりますのでさまざまあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○桜田秀雄君

それでは、次に、請願についてお伺いをいたします。

請願紹介議員、今回から相對してお話し合いができると、こういうことになったとお伺いしております。当たり前のことでございますけれども、ようやく実現し、議会改革の第一歩になるのかなと、そんな思いでおります。

まず最初に、請願の審査の充実を図りたい、こういう私の要望がありましたので、若干質問していきたいと思うんですが、先日、現地にお伺いをいたしました。しかしながら、場所

が特定できなかったんですが、請願提出の際、やはり場所を特定できるようなものを、参考資料でもどういう形でもいいんですが、出していただけるとありがたいと、そう思うんですが、請願にはどのように書くのか、お伺いします。

○山口孝弘君

桜田議員に答弁いたします。

場所がわからないということであります。そうでありましたら、一応場所を示した資料を出させていただく予定でございます。

以上です。

○桜田秀雄君

では、委員会の審査の中では、そういう場所を特定する資料も出していただけるということなので。

次に、請願の資料の中に、「当初、地主に依頼され、何年も荒れ果てた農地を、木の伐採、草刈作業をしてから自社で製造している肥料を施し耕作できる畑に復元する」と書かれていますけれども、これはどなたのお言葉になるのでしょうか。

○山口孝弘君

この言葉は業者の言葉でございます。

○桜田秀雄君

ということは、地主さんがいて、依頼を受けた業者が搬入をしていると。請願人は地元の第三者と、これは区長さんですか。そういうことになるんですか。

○議長（中田眞司君）

桜田議員、同一議題について2問までですので、質問は終わりました。3回目です。

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

通告順に質問していきたいと思いますが、付議案の12ページから16ページでございます。税条例の改正ということで、付議案の中身をるる見たわけですが、これはどこがどういう改正なのかという、なかなか読み取りにくいというか、大変なあれで、議案の説明書の中には丁寧に書いてあったわけですが、最初に、概要についてどういうところがどういう具合に改正されるのか、大体大まかで結構ですので、最初にどういう概要なのか、お伺いをいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の条例改正、税条例の改正ですが、大きく分けて3点ございます。

1点目は住宅ローン控除の延長・拡充ということで、これは平成27年1月1日施行ということになります。平成21年度の税制改正で、所得税の住宅ローン控除限度額、これを引き上げるとともに、所得税の方から控除しきれなかった住宅ローン控除の限度額、これを個人住民税で税額控除する制度が創設をされました。この住宅ローン控除でございますけれど

も、平成25年、今年の12月までの期限とされておりますが、今回の改正では、この期限を平成29年の12月までの4年間延長するということと合わせて、来年の4月、平成26年4月からは控除の限度額を拡充するというものでございます。これが1点です。

それから、2点目は延滞金の利率の見直しということで、延滞金の利率を引き下げるというものでございまして、これは平成26年1月1日の施行ということになります。延滞金の利率ですけれども、現行の条例の規定によりまして、年14.6パーセント。ただし、納期限後1カ月以内の場合等には年7.3パーセントということになっておりますが、これは附則で当分の間特例ということで、このうち年7.3パーセントのものについては、特例基準割合というものがあまして、これはいわゆる公定歩合プラス4パーセントということになってはいますが、この特例基準割合とするということになっておりまして、これによって、変動はありますが、現在は年4.3パーセント。7.3パーセントのものが4.3パーセントということになっています。

今回の改正ですけれども、まず1つが、この特例基準割合につきましては、今までは公定歩合プラス4パーセントということでしたが、これが貸出約定平均金利に年1パーセントを加算した割合ということになったということが、1点目。

それから、加えて、延滞金の割合が、現在年14.6パーセントのものについては、今申し上げた特例基準割合に7.3パーセントを加えた割合。それから、現在7.3パーセントのものについては、特例基準割合に1パーセントを加算した割合とされたということで、具体的に申し上げますと、例えばの話ですが、例えばと申し上げますのは、貸出約定平均金利というものが変動しますので、例えば貸出約定平均金利が1パーセントとした場合には、現在年14.6パーセントのものについては年9.3パーセント、1パーセントプラス1パーセントプラス7.3パーセント。それから、現行年4.3パーセント、これは、特例で4.3パーセントとなっているものについては年3パーセント、1パーセントプラス1パーセントプラス1パーセントとなるというものでございます。

それから、3点目としては、東日本大震災関連の特例措置の拡大ということで、これは平成26年1月1日の施行ということになります。これは、震災によって滅失した家屋の敷地等に係る譲渡所得の算定。これについては、課税の特例等がございしますが、この課税の特例等が適用される対象者の範囲、これを納税義務者の相続人まで拡大をするといったものでございまして、主なものとしては、この3点ということになります。

○右山正美君

3点の改正があるということで、3点目の東日本大震災の住宅の滅失、そういったものについては大体理解ができるわけですが、住宅ローンの控除とか延滞金の利率の見直し、こういったものはいろいろ政治的裏がありまして、特に、住宅ローンの減税の拡充という問題は、やはり消費税増税の激変緩和策として、こういうものが導入されてきたというふうになっているわけでありまして。そもそも、その中にあるのが、長期優良住宅が最大で30万円とか50万円、限度額5千万円とかそういう状況で控除がされるというふうになれば、やはり、こ

れは高所得者の優遇税制につながっていくということも言わざるを得ません。

そこで1点だけ伺いますが、中・低所得者で、所得税とか住民税の納税額を合わせても住宅ローン減税分を控除仕切れない場合、これは今後対策を講じるということになっているんですけど、その辺のことについては担当課はわかっていますかね。ちょっと伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

おっしゃるとおり、住宅控除の拡充等に伴う、いわゆる中・低所得者等への対応ということになるわけでございますけれども、平成25年度の税制改正大綱の中では、ただいま議員さんのおっしゃるように、所得税に加えて個人住民税による住宅ローン減税の拡充措置は、これを講じてもおお効果が限定的な所得層、これについては別途住宅政策の観点から適切な給付措置を講ずるということになってはいるんですが、まだ具体的な内容というのは示されておりませんので、私どもとしても、どのような給付措置が検討されるのか、その辺は国の動向を見守っていくということしか、現在のところはお答えできないと思います。

○右山正美君

まさに担当課の言われるとおり、これは中・低所得者層の部分から言うと、結局、所得税・住民税を合わせても住宅ローン減税分が控除仕切れないということが出てきているんですよ、この中でね。そうすると、じゃあ、その部分をどうやってカバーしていくのかというふうになりますと、やっぱり、これは今後検討されるんでしょうけど、現金給付かそういったもろもろの形でカバーしていくというふうになっていくと思うんです。

ですから、これは今後の問題ですから、減税はもう始まるわけですから、そういった意味からしても、長期の優良住宅の取得については、3千万円、5千万円の住宅は、この八街で本当にあるのか、簡単に手に入るのかどうかという点からすれば、どういう状況にあるのかどうか、その辺の見解については担当課はどのように思いますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

非常に難しいお話なんですけれども、影響額といいますか、現在の、平成23年度の住宅ローン控除の状況、要するに、その住宅ローン控除による減収額というんですか、そういう状況を見ても、個人住民税からの控除額というのが平均3万4千円ということで、住民税ということで見ますと、市県民税合わせても約5万7千円ということになっていますので、今回の改正によって、個人住民税の控除限度額が具体的には9万7千500円から13万6千500円に拡充されるとしても、本市においては、そのことによって恩恵を受ける対象者というのは多くはないのではないかなというふうには思っております。

○右山正美君

まさにそのとおりで、3千万円、5千万円という住宅はなかなか建てられるものではないということがあります。そういった意味からしても、やっぱり金持ち優遇の制度ではないかと、一面、言われてもこれは仕方のないことであります。

次に、延滞金の利率の見直しについて具体的に伺いますが、これも、政府が延滞金を緩和

しようよということではなくて、今の低金利状態を踏まえて、延滞金の引き下げを行うということでありまして、先ほど担当課が、7.3パーセントのものというふうによく、2、3回おっしゃいました。この7.3パーセントというものはどういうものなのかといいますと、特例基準割合ですけど、その14.6パーセントの中身が、これは罰則金ですから、支払いの遅れに対するものが7.3パーセント、早期の納付を促す罰則として7.3パーセント、合わせて14.6パーセントと、こういう延滞金の利息になっているんです。ところが、今回改正するのは、その支払いの遅れに対する7.3パーセントに手を付けて、そして、罰則規定の7.3パーセントには手を付けないということであります。ですから、この特例基準割合を考えた場合に、前段の7.3パーセントをいじるということで、そういう認識でいいかどうか、それはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

その辺の数値の出し方については、申し訳ありませんが、私どもの方では承知をしておりません。

○右山正美君

14.6パーセントの内訳が7.3パーセント、7.3パーセントというふうになっているんですね。2つに割ってあるんです。1つは支払いの遅れに対する利息。この部分について、現在の低金利状況を踏まえて延滞金の緩和をしていくということになってくるわけがあります。ですから、今のゼロ金利のこういった状況を踏まえて、こういった改正をしていくということですので、この延滞金の利率の引き下げを行って、一部を国の予算でカバーするとか、なっていますけど、これはどういう影響があるのかというふうに考えると、結構市民の方々は非常に部分的には助かっていくのではしょうけれど、その辺の状況についてはどう見られますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これにつきましては、先ほどご説明を申し上げたとおり、施行期日が平成26年1月1日以降ということでございますので、それ以前のものについては従前どおりということになるわけです。

それで、その影響ということで、延滞金については納付の状況等によって当然毎年変動するものでございますので、この割合が引き下がったことによる、例えば影響額、これを試算するのは大変難しい話でございますが、例えば平成23年度の延滞金の収入額、これが約3千700万円程度でございますので、これを参考に単純に引き下げ割合をもとにして算定をしてみると、約1千300万円程度の減になるのではないかと考えています。

○右山正美君

延滞金が、簡単に見て、14.6パーセントからそれより引き下がれば、かなり市民の方も楽になるということは、これはもう単純計算すればそういうことになるわけで、もう1点だけ。もう2問やったっけ。そうか。じゃあ、これを1つ言っておきますけど、納税猶予に係る問題なんですけど、延滞税とか所得税とか相続税を、延納者も延滞、延納した場合の利

子税とか、あるいは、国からの納税者への還付加算に係るこの利息というものも引き下げられるということになっておりますので、税金の問題ですからなかなか難しく理解に大変苦しむのですが、やっぱり、税改正の問題については周知徹底もして、納付にぜひ役立てていただきたいというように思います。

それでは、次に、議案第8号について伺うものであります。

委託料について、予算書の10ページです。戸籍データの保全管理についてであります、改修をしていくということで、遠隔地にデータを送るということになっているんですけど、どういう仕組みで、保全管理も含めて遠隔地、どういうところにデータを蓄積するのか、その辺について伺いたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

今回補正をお願いしている件については、基本的には法務省令でございます戸籍法の施行規則が改正されまして、それに対応するということで、この規定によりまして、戸籍複合データを業務日の毎日国の方に私どもの方から送信しなければならないということで、それに対応すべき補正予算を計上したわけでございます。

内容については、戸籍については、正本が役所、私ども、副本が国ということで、八街市の場合ですと、管轄の法務局といいますと千葉地方法務局佐倉支局、そこの方に副本がいつているわけなんですけれども、今回、東日本大震災等でいろいろと戸籍を再生するのに大変時間がかかった等々がございまして、この副本にあたりましては、毎日データを市役所から国の方に送りまして、毎日更新していくと。そうすれば、万が一東日本大震災と同じような大規模災害が起きても、それで市町村が被害を受けても国のデータがありますので、そちらの方から再生できるということになりますので、ある意味リスク管理を徹底させるということで、国の方も考えたということで、私どももそれに対応するということでございます。

基本的には、本市の戸籍システムがございまして、それと国の戸籍副本データ管理システムを連携させまして、本市から国の戸籍データ管理センター、八街市の場合ですと関西なんですけども、戸籍副本データを毎日、業務日ごとに、LGWANという装置によりまして毎日自動送信するようにするというので、そのリスク管理を図るものでございます。

○右山正美君

八街のデータは関西の方に収納されていくということで、滅失の問題なんですけど、東日本大震災でのそういった教訓を得て、そういった形にしていこうということなんですけど、そういうことを考えると、八街は地震に強くて地盤がいいというようなことであれば、これが本当に果たして必要なかどうかという点と、あと、どういうデータがそこに引き継ぎされるのかという点も疑問に思うわけですよ。ですから、まず最初に、地震に強い八街もそういったところへ送らなきゃいけない。関西と向こうの方らしいですけどね、送るのは。2つに分かれて送るらしいんですが、そういう方向であるんですけど、これはもう国の方針ですから、そういうことで送っていくということで。

データと本当に簡単に言うんですけど、データそのものはどういう、住民票じゃないで

すよね、戸籍なんですよ。ちょっとその辺について。

○市民部長（加藤多久美君）

今回の業務はあくまで戸籍のデータのみでございまして、住民票のデータは適用外ということでございます。

○右山正美君

住民票は幾らでも写せるからとか、戸籍だけをとって大事に送ると。我々がどうしても懸念するのは、いろんなデータが一緒に送られてどうのこうのということを考えるんですけど、今回、戸籍だけのデータを送るということで、そういう委託料であるということでもあります。

次に、生活保護の問題で、データの改修、そういったものが出てきております。これは生活保護の削減をして、前段でもそういったシステム改修をやろうということなんでしょけれど、このデータの改修について、大体どのような改修がされるのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

データの改修内容につきましては、既に5月16日だったか官報の方に生活扶助基準の見直し額が掲載されておりまして、概要は出ておるんですけども、ご存じのとおり、本年8月1日より実施されます生活扶助基準額の見直しに伴って、今回システムを改修する必要が生じたので、予算の方を計上させていただいたということでございます。

現行の生活扶助費というのは、世帯員ごとの各年齢に応じた第1類の基準額と、世帯の人数に応じました第2類の基準額により算出されるわけでございます。今回の改定につきましては、ご存じのように3年間かけて下げると、改定するというところでございますが、いわゆる激変緩和措置として、第1類、第2類にそれぞれ基準額がついて、平成24年度、今の基準額と、3年後の平成27年度の基準額の2つが設定されておりまして、各都市においてそれぞれの、その差の3分の1ずつ、3分の1、3分1ずつを改定していく、調整して算出すると、そのようなことになっております。

また、そのほかにも、現行の基準額からは、改定幅が10パーセントを超えない措置も行えということございまして、これらに合わせて今使っている生活保護システムを改修する必要がございましたので、その改定内容にあわせて今回改修するものでございます。

○右山正美君

担当課も含めて、この改修の件では大変な作業をしてきているわけで、本当に大変だったとは思いますが、やっぱり、それは作業もそうですけど、生活保護が削減される受給者にとってもこれは大変なことで、一人でも大変だけど、これが二人、三人とか、そういう具合に家族が多くなってくれば、余計また削減額が大きくなっていくというのは、もう間違いのないことで、本当にこれでも大変なことではないかなというふうに思うんですけど、支給基準の改正ということで、市の影響というか、そういったことで大変大きなものがあると思いますし、担当課も1人、2人、3人、4人という基準をとっていろいろ大変な作業をされてきたわけですけど、影響ということについてどのようにそういった問題が出てきているのか、

その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

本市における影響でございますが、まず、国全体については、ご存じかと思いますが、全体は約3年間670億円、3年間で670億円ということが厚生労働省の予算の方に出ておまして、その平成25年度の効果額が約150億円ということでございまして、この670億円についてはいわゆる歪みの是正ということで、90億円分、それから、デフレ状況で物価が下がっているということで、消費者物価数の関係で約580億円、合計670億円を今回削減するというところで国の方は言っておるところでございます。

これに基づいて、データ自体は今後予算が通りましてデータ改修業務を行わせていただくわけでございますが、一応、国のモデル例ということで、9例、国の方から示されておまして、その9例を私ども八街市、3級地-2という級地区分なんですけれども、八街市に当てはめて試算した結果が出ておりますので、それをちょっと言わせていただくと、全体いたしましては、特徴としてはやはり国全体と同じで、夫婦プラス複数の子どもという構成の世帯で、最も引き下げ額が大きく、パーセンテージで言いますと約8.5パーセントの減。その他世帯、60代の単身及び夫婦世帯以外の世帯でも、パーセントは少ないんですけれども減額になると。それから、60代の単身及び夫婦世帯においては、わずかではございますが、八街市においては増額になるということで、9例のうち減額が7例、増額が2例ということで、減額が一番多いのは、先ほど言った夫婦と複数の子どもで、マイナス8.5。先ほど言ったものは、40代の夫婦と小・中学生の4大家族が8.5パーセント。それから、30代と20代の夫婦と4歳の子どもの一人についてはマイナス5.68パーセント。それから、引き下げ幅が大きいのは20代から40代の単身世帯がマイナスの4.09パーセント。そのほかについては、約1パーセント弱がほとんどでございます。先ほど増額の2例につきましては、60歳の単身がプラス1.65パーセント。それから、60代の夫婦の方についてはプラス0.4パーセントということで、モデル例の9例については以上の結果になっておまして、八街市全体の影響額については、今後システムを改修しますので、その改修後に全体の額が出るということで、今現在は、4月1日で677世帯の受給者ですが、それを全部手計算でやるというのは、ちょっと今は時間的余裕もございませんので、システム改修後、そういう結果が出るというようなことでございます。

○右山正美君

削減幅もかなりひどいわけで、そういう点からすれば、やっぱり、受給者からすれば、何でこんなに少なくなったんだよと、そういうような話も出てきますよね。これから窓口の対応とかそういった問題も大変になってくるんじゃないかなというふうに思いますね。物価が下落したということなんですけれども、今度、今は物価が上がっているんですよ。食用油とかいうのは再度値上げということで、新聞にも今日載っていたんですけれども、今物価がどんどん上がっていて、物価が下がりだというと逆行しちゃうんですよ、全くな。ですから、そういう面では、本当に生活保護の基準の引き下げ、削減がこれは市民生活に与える影響とい

うものは相当なものが出てくる。国はいいですよ、削減した分が残るわけですから。それをどこかに運用していく、使っていくということでしょうけど、やっぱり、こういった問題は、周り近所、周辺に経済的影響を及ぼすということは、もう間違いがないことでありまして、本当に大変な影響が今後出てくるのではないかと。担当課とすれば、説明を今度受給者にしていかなきゃいけない部分というのは結構あるわけですから、その辺のことは本当に大変かもしれません。

最後になりますが、職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について伺いたいと思います。

この問題も、本来ならば人事院勧告で決められて、それで、政府がそういった判断をして決めるというのが筋道でありました。今回、憲法第28条というのは、公務員を含む全ての労働者に労働基本権を認めているわけでありまして、国家公務員は団体交渉権の一部である労働協約締結権、団体交渉権が現在は剥奪されているということになります。その代償として、政府から独立した第三者機関である人事院が国家公務員の賃金・労働条件について勧告をして、勧告に基づいて政府が賃金・労働条件を法制化することになっていると、なるということなんです。

しかし、今回の賃下げというのは特例法なんです。それも、民主、自民、公明の3党による議員立法で提案をされて、当事者である日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）との交渉もないまま、これを強行して成立させたということが現実問題であります。そのために、今後政府は、昨年、国家公務員に続いて独立行政法人国立大学、国立高等専門学校等の運営費交付金の削減をして、職員の賃下げを行った、断行したという経過になって、そしてさらに、今年になって地方自治体に対して、これは汚いやり方ですね。地方交付税削減、これを担保にとって、国家公務員の賃金削減に準じた地方公務員の賃金削減を強要しているわけであります。

地方、こういうところに来ますと、地方では公務員の給与に準拠している、こういった企業も大変多くありまして、これは地方経済への深刻な打撃が懸念されるわけであります。そういった状態からしていきますと、これはもう大変な問題でありまして、憲法違反どころか、地域の経済が大変深刻な状況に陥るということとはもう間違いのないことであります。下げ幅も、国家公務員から2パーセントを引いて7.7パーセントとか、具体的に出てきているわけなんですけど、これはもう大変な問題でありまして、今はこの中央労働者、中央の公務員が子育てをしながら、長年に続く人事院勧告の給与の削減で削減に続いての削減ですから、この特例法案というのは全く人事院勧告じゃございませんからね。そういった中で削られていくということなんですけど、一般職に対するこういった措置も細かく分かれておりまして、その影響はかなり出てくると思いますけど、その影響額をちょっと、まず、一般職のそういった問題について、影響額、その辺についてお話をしていただきたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の削減支給措置による予算への影響ということでございますけれども、全会計を通し

まして、給料分で約7千700万円、それから、共済組合の負担金分で約1千600万円ということで、合計いたしますと約9千300万円ということになります。

級別で影響額を試算しておりますので、それを申し上げますと、9カ月分ということになるわけですが、1級の職員については約4万4千円の減、それから、2級の職員については約5万1千円の減、3級職員については約6万9千円の減、それから、4級職員については約15万8千円の減、5級の職員については約19万4千円の減、6級の職員については約21万1千円の減、7級職については約30万9千円の減、8級職については約32万7千円の減額ということになります。

○右山正美君

これは、今、担当課が言われました給与の削減が部長級で32万7千円、7級で50歳代課長クラスで30万9千円、主幹クラスで21万1千円、これは並の削減じゃないですよ、はっきり言いまして。これで限られた措置だというふうに、来年の3月までという具合に言っているんですけど。4月からは消費税増税を目標にしていまして、国会でも自民党の議員が、この賃下げなんかは2年で終わらせるんじゃないよと、国民感情から言っても絶対許されないという質問を国会の中でしているんですよ。ということは、3月31日の後に、消費税と抱き合わせでまたやってくる可能性もあるんですよ。ですから、地方公務員のいじめであり、地方自治体のいじめである。地方交付税を担保にしたそういった形で攻めてくるわけですから。これは全体的に、全国的に地方の歳出ベースで8千504億円、給与削減が全国的に地方労働者の削減が8千504億円、これを全体的に削減していくという計画、計画じゃなくて、議案が出されていますからね、とんでもないそういった地方労働者のいじめであるということは、もう間違いのないことであります。

また、地方交付税を担保に削減をするということでやっているんですけど、地方交付税はどのくらい削減されるという見通しなのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

地方交付税といいますか、今お話にあったように、地方財政計画の中では、地方公務員給与に係るものということで、0.9兆円削減というようなお話です。

いわゆる基準財政需要額の影響ということでお話をさせていただきますと、給与削減の影響額としては、約1億3千300万円から1億3千600万円のマイナスということを想定しております。

○議長（中田眞司君）

以上で右山正美議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時52分）

（再開 午前11時02分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、まず初めに、12ページ、八街市一般会計補正予算の中で、歳出です。

畜産業振興費についてです。飼料生産拡大整備支援事業補助金についてなんですが、この補助金は畜産業に携わる人たちについていると思いますが、飼料が値上がりする中で、畜産業の方々は大変困っておられるということだと思いますが、輸入の飼料なども上がっている中で負担が増えているわけですが、この負担増に対してどの程度の補助となるのか。また、何件分なのか、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回補正をお願いしてございます事業につきましては、酪農家3戸でつくっております需給飼料生産組合、この組合員の方々が、耕作放棄地対策の一環であります国の事業を活用しまして、需給飼料を生産したときの刈り取りの機械、あるいは、梱包をする機械に対する補助事業でございます。

○京増藤江君

今、説明されたその放棄地の中での飼料の植付けなり利用では、恐らくとても足りないと、輸入飼料を使っていると思うんですよ。その輸入飼料についての業者さんたちからの声もあるのではないかなと思うんですが、そういう業者さんたちへの今後の対応についてはどう考えておられるのか、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

私どもの方では、業者さんといいますか、畜産農家の方に直接支援するということで、やはり輸入の飼料が高いということで、需給飼料を生産していただくものです。今回3軒の方で14ヘクタールの飼料を栽培するわけですが、そのうちの2.2ヘクタールが耕作放棄地を利用して行うということで、今回の補助事業に該当するということで事業化できたものでございます。

○京増藤江君

畜産業者の皆さんは、今、数も減っている中で、本当に八街の中で自給自足ができれば、もうこれはこしたことはないわけですから、ぜひその点についてしっかりと地元で供給ができるような、そういう方向も今後考えていただきたいと思います。

次に、同じ12ページなんですけれど、商工会議所の事業補助金についてなんですが、この補助金の説明及びこの3年ぐらいの間に会議所への加入・退会状況はどうなっているのか、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

まず、今回の補正予算の補助金42万6千円でございますが、これは、駅北口で9月、この秋から開催を予定してございます日曜市、この関係で市で支援しようということで、のぼり旗やチラシの印刷等、これを商工会議所に補助いたしまして、商工会議所においても同額

を負担するということで、今回補助するものでございます。

なお、会議所の加入状況あるいは脱退等については、現在はちょっと数字等を持っておりません。

○京増藤江君

今さまざまな輸入物価も上がって、本当に市民の暮らしが大変になっている。業者さんもその影響も受けて商売も大変ということがある中で、やはり商工会議所を応援していくというからには、その加入状況がどうなっているのかとか、そういうこともきちんとここで私は出していくべきだと思いますよ。どう八街市の地元の業者さんたちを把握していくのか、今後どういう関わりを持っていくのかと、そういうことがこの商工会議所の補助金について私は必要だと思います。ただこの示されている中身だけでは、本当に地元の商店を、商店街を発展させるのかと、そういうものが全然感じられません。

それから、一般質問の中でも言いましたけれど、銀行からお金を貸してもらえないと、地元の業者さんたち頭抱えているわけですよ。ですから、せっかくこの補助金を出すわけですから、借りやすい資金繰りをどう援助していくのかとか、そういうことだってもう考えないと、商売成り立たないですよ。本当は商売をやめたいんだけどというような声があるんですよ。だから、そういう借りやすい資金繰りについても、どう相談を受けていくのかとか、そういう点についての今後の考え方はどのようにされているのか、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この資金につきましては、私どもの方でも今、商工会議所を通じまして融資事業を行っておるわけですが、先般も駅南口の商店振興組合等の総会等にも出席させていただきましたが、今言われましたように、資金が借りたくても借りられないというようなお話は、直接は私どもの方は伺っておりません。

○京増藤江君

やはり、今、日本全国で本当に商売が成り立たないよという声が上がっているわけですよ。私も八街の方たちからも聞いております。もうこれは、前から自転車操業だということでは、皆さんは悩んでおられるわけですから、実際によく声を聞いて商売が成り立つような、そういう援助をしていただきたいと思います。

次に、消費生活相談員についてなんですが、これは、1人増えるような予算なのかなという気がするんですが、この内容と、そして、相談内容はどのようなものが多いのか、伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の補正に関しましては、国の基金事業を利用いたしまして、当初予算に加え消費生活業務を拡充しようということで、今回の補正をお願いしたところでございます。

なお、消費生活に関するご相談につきましては、平成24年度で440件ございました。この中で、やはり、商品に関するご相談が175件、それから、サービスあるいは役務等契約等に関するご相談が228件ということで、特別この分野が多いというような特定のもの

はないのですが、やはり、平均して年々ご相談の方は増えておる状況でございます。

○京増藤江君

業務拡充という説明がありましたけれど、その業務拡充というのは人を増やすのかどうかということがちょっとわからなかったものですから、その点についてもう一回ご答弁をお願いします。

それから、今、全国でまたかというほどおれおれ詐欺などの被害があるんですが、八街市ではどういう状況なのか、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

まず、業務につきましては、相談日の、現在月曜日から金曜日まで相談業務を行っておりますが、このうちの火曜日と木曜日に関しまして、2人体制で行えるような人員の増。それから、年間の合同日といいますか、4名の方が全員そろう日を、毎月1回ずつそろうというような日を設けてございます。それから、専門的な業務に対しまして、弁護士等を講師の方にお招きいたしまして、研修会等を10回程度行いたいというような形で、研修事業あるいは相談員と相談日の充実というところで、現在、今回の補正で充実させようということで考えておるところでございます。

それから、おれおれ詐欺あるいは振り込め詐欺等についても、何件という形で私どもの方は直接把握してございませんが、やはりこれは八街市でも起きておるということで、それに対する相談というようなものについても若干あるというふうにはお聞きしておるんですが、例えば、平成24年度で何件というところまでは、ちょっと私、今はちょっと把握してございません。

○京増藤江君

消費生活相談員の充実ということで、皆さんの大変お役に立っていらっしゃるということは私もよく聞いておりますので、これからもよろしくをお願いします。

それから、次に、消費生活窓口高度化事業についてご説明願います。

○経済環境部長（中村治幸君）

これは、高度化事業につきましては、今、言いましたように、講師の方の報酬ということで、消費生活相談員の方を中心に、弁護士さん等専門的な知識をお持ちの方を講師にお招きしまして、今年は10回程度を行いたいという経費でございます。

なお、これにつきましては、昨年までは消費生活相談員の方だけで行っておったんですが、先ほども出ましたように、振り込め詐欺あるいはそれに近い新しい手法の詐欺等が最近起きているというふうに報道の方でお聞きしておりますので、一般の方の高齢者の方を中心に受講できるような講習会、研修会等を今年に行っていきたい、という講師の報酬が主なものでございます。

○京増藤江君

それは本当にいいことだなと思います。先日も四区の方で防犯についての講習会がありましたけど、話を聞いて、あっ、こういうふうに気を付けるのかというようなことが、後から

も住民の方たちの話の中で出ました。さまざまな詐欺についても、うちにも電話があったというようなことはかなり私の方にも声が聞こえてきますので、ぜひ被害が少なくなるようにお願いしたいと思います。

次に、消費者教育・啓発活性化について、これも同じようなものかとは思いますが、ご説明をお願いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましても、同じような形で、今ご説明したものが教育・啓発活動事業報酬ということで含まれております。それから、先ほど言いました研修会等の報酬等、これがこの高度化事業と、それから消費者教育・啓発活性化事業という形で、事業の方は2つに分かれておりますが、この報酬費が両方合わせて80万円ということで、ただいまご説明いたしましたような講演会や研修会を行っていきたいということでございます。

○京増藤江君

国の方もきっとさまざまな被害があるということで、こういう支出もするんだと思うんですけど、そういう活動が必要な中で消耗品費も増えるのかと思いますが、これはどのような内容を予定しているのでしょうか、消耗品費について。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、消費者啓発用ということで、主に夏祭り等で啓発用のうちわを配布したり、あるいは、成人者への「暮らしの豆知識」、あるいは、エコバッグ、ティッシュ、ボールペン等の配布によりまして、消費者相談というものについての啓発に関わる消耗品でございます。

○京増藤江君

また、さらにこの消費者についての啓発をしていただくためにも、広報や、また、庁舎の窓なども使いまして、啓発の機会をぜひ多く増やしていただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

その次の印刷費でもございますが、消費者生活センターのご案内の印刷等を行って、これの新聞折込等も行っておりますが、やはり、市民の方が一番目にする広報等、これについても活用しながらPRしてまいりたいというように考えています。

○京増藤江君

生活が大変な中で詐欺に遭わないように、またよりよい消費ができるような、そういう啓発をぜひ強化していただきたいと思います。

それで、最後なんですけれど、新聞折込業務についてのご説明をお願いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましても、先ほどご説明申し上げましたが、市の消費生活センターの案内チラシを新聞に折り込んでPRしておるという新聞折込料でございます。

○議長（中田眞司君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、11ページの環境衛生費、リサイクル推進費についてお伺いいたします。

このリサイクル推進費につきましては、循環型社会の推進を図るために、資源ごみの回収を行う資源回収団体の支援を行いますということで、今回補正予算として計上をされております。これは3月議会の中で大変問題となった案件でございますが、平成25年度予算編成にあたりまして、市は297事業、この見直しをして1億9千200万円の削減で財源を確保したということで予算編成に当たったわけですね。

しかし、この中では、市民協働で進めている今回のリサイクル推進費の削減、あるいは、処理容器への補助カットということで、一般廃棄物処理計画を無視した、そういった事業の見直し、そして、ごみ行政を置き去りにした、そういう結果的には内容になってしまったと。本来なら、行財政改革の中で見直しすべきは、焼却炉を稼働させるためにかかる経費削減ではなかったかというふうに思うわけです。

そこで、まずお伺いいたしますのは、焼却炉を稼働させると、1日どのくらいの経費がかかるのか、その辺についてお伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、平成24年度の決算がまだちょっと出ておりませんので、平成23年度の数字で申し上げさせていただきますと、平成23年度は、稼働いたしましたのが294日。それで、経費・塵芥処理費合計で約8億5千万円ということで、これを稼働日で割りますと、1日あたり動かししますと289万1千円、約289万円が塵芥処理費としてかかる経費であるということでございます。

○丸山わき子君

今年度、平成25年度は9億6千円、約10億円近くがこのクリーンセンターに投入されるわけですね。そうしますと、289万円どころか330万円くらいになってしまうというふうに思うわけです。

そこで、私、市長にお伺いいたします。

この八街市の行政改革の視点、あり方について、市長自身はどのようにお考えなのか。今回のように、小手先だけの予算を削る、そういうやり方で、本当に八街市の行財政改革になっていくのかどうか。その辺について市長はどんなお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

ごみの減量化ということと再資源化に対する考え方を申し上げますと、まずは、ごみの減量化につきましては、ごみ処理経費の削減を図る上で大変もう重要だということは十分認識しております。まずは、ごみの減量化を図るには、市民の方々のご協力はもちろんでございますけれども、まずはリサイクルを推進するということが大変大事だと考えております。また、今後ごみの再資源化に向けた取り組み、あるいは、減量化、市民の皆様方に協力いただく

よう、さらにPRに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

ちょっと答弁が違うんじゃないかな。私は、行財政改革の視点、今回のように、補助金をどんどん削ってしまっているのかと。実際には、平成23年度で289億円が1日焼却炉を稼働すればお金がかかっているわけですね。今年度で言えば、決算が出ているわけではないですが、約10億円近い税金がクリーンセンターに投入されていると。このクリーンセンターでもっと改善をするために、行財政改革の中ではどこを削るべきか、今後何年間のうちにどうしたらいいのか、そういう計画案が今後必要ではないかなというふうに思うわけですね。もちろん、リサイクルを重視してやっていくことは当然です。

そのことにつきましては、また後でお伺いいたしますが、やはり、八街市一般廃棄処理の計画があるわけですが、この計画は、私は大変甘いなど。ごみを減量化させていく方向性については大変甘いなどというふうに思っています。しかしながら、この処理計画は平成26年度までであるわけで、この平成26年度までの中へどんなふうに取り組んでいくのか。この間、実証されたのが、燃すごみ行政ではお金がかかるということだと思うんですね。いかに燃やさず取り組むのかというのが問われる。先ほど市長が言われたように、リサイクルを重視していくことだというふうに思うんですが、平成26年度までの間にどんなふうに取り組まれようとしているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

私どもの方で、現在クリーンセンターの稼働でいかに経済的に行うかということで、計画的な修理等につきましては修繕計画を立てました。それと、焼却灰等の処理費、これにつきましても、原発の事故の関係もございましたが、いかに安く処理するかということで、これにつきましては、原発事故以前につきましては、やはり一番処理費の安いところ、安価なところを見付けて、そこでどう処理するかということで、この経費についての削減が一番大きかったというふうに考えております。

それから、リサイクルあるいは燃やすものの中で、いかにリサイクルできるかということでの取り組み等につきまして、リサイクル率が若干上がってきたという中では、やはり、担当の方とすればかなり努力をしていただいたと。今後は、当然これらの努力については引き続き行いながら、突発的な事故等による膨大な経費がかかることを防ぐという中から、計画的な修繕も当然必要となろうかというようなことで、現在の方は進めておるところでございます。

○議長（中田眞司君）

丸山議員、ちょっとお待ちください。確認します。1問目の質問は既に2回終わっているわけですが、今の質問は3番目に入っているんですか。

○丸山わき子君

2番。

○議長（中田眞司君）

2番に入っているんですか。わかりました。

○丸山わき子君

今言われているように、リサイクル率、これを高めることが必要ではないかなというふうに思います。しかしながら、この資源回収実施団体奨励金については、市民意識は定着したと、それで奨励金をなくすということで新年度予算では対応したと思うんですが、そのリサイクル率、先ほど、部長もリサイクル率は上がってきたと言われているんですが、八街市のリサイクル率は一体今どのようになっているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

すみません、正確な数字が今手元にありません。一般廃棄物の処理計画の中では、平成26年度のリサイクル率が19.1パーセントを目標数字としておりました。現在でございますが、すみません、調べて後ほどお答えさせていただきます。

○丸山わき子君

八街市のリサイクル率は20何パーセントに、まだいっていないと思います。

今、全国でリサイクル率1位になっている小金井市、ここは47.9パーセントということで、何をやっているか。どうしてこんなに成功しているかといいますと、やはり、奨励金を出しているんですね。きちんとそういった奨励金を出すと。あるいは、雑紙もリサイクル袋を無料配布して回収して資源化していると。徹底した市民との協働を成功させているというのが、このリサイクル率を高めている原因であるというふうに思います。

ですから、八街市は、市民意識が定着したということで奨励金をなくすのでなくて、もっともってリサイクル率を高めていく、そういう立場に立った取り組みが本当に必要ではないかと。それで、これからは、生活者の視点、女性の視点、そういった視点に立った市民協働をもっともっと展開していく必要があるんじゃないかと。そういった意味では、専門家や市民の皆さんとのプロジェクトチームを立ち上げて、徹底した取り組みが求められているというふうに思います。

それと、あと、ごみの減量化についてなんですけれども、一般廃棄物処理計画の中で、減量化のためにごみ処理手数料の導入を検討するんだと、有料化を検討するというようなことがこの計画書の中には書かれておりますが、有料化についての見解をお伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

失礼いたしました。まず、お答えの前に、先ほどのリサイクル率についてご報告させていただきます。

平成24年度につきましては、リサイクル率が23.2パーセント、それから、平成23年度が22.19パーセントということで、リサイクル率につきましては徐々に上がってきておる状況でございます。

それから、ごみの有料化、この問題につきましては、最近では千葉市が有料化に踏み切るということで、この近隣においても有料化に踏み切っておる団体等が多いというふうに思っております。

八街市におきましても、有料化につきましては、やはり議論はすべきであろうというふうには考えております。ただ、これをいつから有料化ということで私どもの方で考えておるということでは、まだその段階ではございませんが、やはり議論はすべきであろうというふうな考え方は持っております。

○丸山わき子君

先ほどのリサイクル率なんですが、23.2パーセントだということを言われたんですが、これで市民意識が定着したとは言えないと思います。やはり、八街市の可燃ごみの57パーセントはリサイクルできる、あるいは各家庭で生ごみを処理するという、そういった内容のものであるわけですから、そういった点ではもっともっと積極的な取り組みが必要ではなかろうかというふうに思います。

それから、ごみの有料化につきましては、これはどこの自治体でも有料化して、1、2年は確かにごみが一旦減ると。しかしながら、その後はぐんと増えてしまうというのが実態なわけです。今、やはり八街市が取り組むべきは、ごみをどれだけ減らすのか、そこにどれだけ力を入れるかということが求められていると思います。

そういった点で、最後に1点伺いたいいたしますのは、根本的な減量化への取り組みとして、平成25年度、ごみの処理容器の補助を打ち切ってしまいました。ごみを燃やすことは本当に多額のお金がかかる。しかし、減量化に向けての各市民が取り組むことに関しては、ごみを燃やすほどお金はかからないと。そういった点では、ごみ処理容器の補助の復活にぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

市長にお伺いいたします。ぜひこれを来年度、ごみの減量化に向けての取り組み、市長も減量化に向けての取り組みをしなきゃならないというふうに実際に言われているわけですから、来年度、補助、再度の復活をお願いするわけですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど申し上げましたとおり、市民の方々に、ごみの減量化ということで種々いろいろお願いをしておるところでございます。今後も市民の皆様方としっかりと話し合いながら、どういう方向性が一番減量するか、あるいは、再資源化ということにつきましても十分、今議員さんがおっしゃいましたとおり、今あります市民協働ということをしっかり踏まえた中で、その方向性を出していきたいと思っているところでございます。

そして、生ごみの処理容器ということでのご質問でございます。このことにつきましては、一般質問でも申し上げましたとおり、制度制定後10年以上経過したということと、事務事業見直しということで、平成24年度をもって制度を廃止したということで一般質問で答弁したとおりでございます。

○丸山わき子君

もう10年経過したから、あとは知らないよ、ではだめなんですよ。実際に生ごみ、ごみの量は、可燃ごみの収集量は増えているわけですよ。補助金を10年付けてきたから、じゃあ、それを切りましょうというのは、あまりにも行政の運営の仕方が偏っているんじゃない

かと。

私は、今、焼却炉にお金が入り込んでいて、これは本当に、もっとごみを減量化させればお金をかけないで済むと、このことは一般質問でもお話をしてきたところですけどね。やはり、絞切り型に10年たったから切ればいいと、そういう内容ではないと。もっともごみの減量化の原点であるこの生ごみ処理機の普及をやるべきだと。ごみをどんどん減らしている自治体の実践を見ますと、生ごみ処理機が大きな活躍をしている。そういった点では、いまいち、この生ごみ処理機のあり方をもっともっと検討すべきだと、このように思います。積極的な取り組みをお願い申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（中田眞司君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、新宅雅子議員の質疑を許します。

○新宅雅子君

それでは、ご質問いたします。

議案第8号、10ページの一番上、財産管理費、工事請負費の内容についてご説明願います。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回、補正予算で計上しています工事請負費の内容につきましてですが、駅の北側に市の土地がありまして、そこで日曜市を開催するということで、それに向けての整備をするもので、現在、敷地にあります木ぐいを撤去しまして、新たに敷地の周りに木ぐいを打ちましてロープを貼るというような形にします。それから、敷地の整備ですけども、1千200平方メートルを、砂利を入れて整備します。それともう一点は、水道を1基設置します。

以上です。

○新宅雅子君

これは砂利を入れるだけで、舗装をするということではないのでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

大部分は砂利の整備でございます。部分的には舗装する部分もございますが、ほとんど砂利です。

○新宅雅子君

それでは、今のところはもう終わりのようですので、次に12ページ、6款1項2目商工業振興費の商工会議所事業の補助金の内容について、先ほどちょっとお話を伺いましたが、補助金の内容についてもうちょっと細かく。先ほど京増議員にお答えをされたのが、新聞の折込とか、それから印刷費というふうにお話があったと思うんですが、のぼり旗というふうなお話もありましたよね。あと、私がお聞きしたかったのは、先ほど、京増議員へのご答弁の中で、のぼり旗と印刷費のお話がありましたよね。それ以外に、何か支援することはあるんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の商工会議所の補助金につきましては、今言われましたように、のぼり旗30本、それから、宣伝用のチラシの印刷、それから、このチラシを新聞折込にする折込業務、この経費につきまして市と商工会議所で支援すると。

なお、先ほど言われました北口の工事に関しても、これは市の方で最低限の整備をすると。駐車場につきましては砂利敷の駐車場と。それから、13店舗の方が現在出店を希望されておりまして、この方々がとりあえず、旧ロータリーで使っておりました舗装の部分、これを利用して、そこで日曜市をまずは行いたいというような形で、現在進めておるところでございます。

○新宅雅子君

わかりました。

あとお聞きしたいのは、例えば、雨が降ったときにテントとか、そういう細かいものになりますが、そういうものはどうするのか。それから、電気とか、どういうふうに市で補助をするのか。もしもそういうものがないとしたら、例えば、軽トラで来るような商売をされている方がいらしたのだったら、公明党の川上議員が前に軽トラ市の提案をしましたが、そういう軽トラ市のようなものと考えてもいいのかどうか、その辺をお聞きいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、当初、私どもの方でも、テントぐらいは用意しようということで始まったんですが、今回テントにつきましては、使用する方はご自分でお持ちになると。それでもやりたいと。私どもの方から商工会議所を通じましてお声がけをさせていただいたのですが、そこまでしても私たちは参加したいというご意思をいただきましたので、今回はテント等は市の方では予算化しないと。使う方はご自分でやると。

それから、先ほど言われましたように、軽トラ市等の、これについても希望があれば参加していただくという形でまずはスタートをしていきたいと。当初、私どもの方でも、現在農協、JAさんの方で行っております土曜市を中心にお声がけをさせていただいたんですが、土曜市に関しましては、現在の場所でまだ続けたいというご希望がございましたので、今回そのほかの方にお声がけをしまして、日曜市という形にしたわけですが、これがある程度定着してくれば、私どもの方とすれば、今の土曜市とこの日曜市を一緒にして、駅周辺でやりたいと。その際には、ある程度の雨よけ・風よけ等についても、将来的には考えていかなければいけない。まずはここからスタートという形で今回はお願いしたところでございます。

○新宅雅子君

あと、電気についてお願いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

すみません。電気のご質問についてちょっと漏れましたので、付け加えさせていただきます。電気につきましても、電気を使う業種については、発電機をご用意なさるというようなことで現在進んでおります。

○議長（中田眞司君）

以上で新宅雅子議員の質疑を終了します。

次に、林政男議員の質疑を許します。

○林 政男君

私は、議案第9号、八街市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてご質問いたします。

まず、時限立法で平成25年7月1日から平成26年3月31日ということで、この条例についてはこのとおりだと思うんですけども、これはあくまでも時限立法で、継続とかそういうことはあり得ませんよね。いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の給与の削減支給措置でございますけれども、1つには国からの要請があったということで、国からの要請につきましては、平成25年度に限って国に準じて必要な措置を講ずるようということでございました。国の臨時措置も、これは平成25年度終了するということがございまして、私どもも、この条例の第1条の趣旨のところに規定しているとおり、この措置は平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間を特例期間として実施するというものでございます。

○林 政男君

この中に、一般職に対する措置で、管理職手当、現行の措置、削減措置を継続として20パーセント。それから、時間外手当については、減額法の給料月額等により算出。4番目、地域手当・期末手当及び勤勉手当等については、今回の措置による削減なしということでございますけれども、退職される方の算定基準はどのようなことになっているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

退職金の算定にあたっては、減額支給措置に基づく給料ということではないということで理解しております。

○林 政男君

次に、今回のこの措置を、条例を提案するにあたっては、職員組合等の団体と協議をしていると思いますけれども、その経過についてお願いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この給与削減につきましては、職員の士気であるとか生活にも大きく影響を与えるものだというので、私ども、もちろん市長もでございますけれども、職員組合の方とも数度にわたって協議を重ねてまいりました。話し合いの内容ですけれども、まず1つは、今回の給与削減に係るものが1つ、それから、直接関わるものが1つ、それから、それ以外の福利厚生等に係るものということで、例えば、補助金の交付であるとか、元気回復事業の充実、これらを含めて、質疑応答であるとか、意見交換であるとか要望、それに対する回答といった形で行われてきました。

最終的にはといいますか、その過程で、私どもは、改めてということになりますけれども、

組合側に財政状況を説明しまして、あわせて、要望に対する回答であるとか削減率、当初提示しました削減率を縮小する、縮減する、こういったことなどを提示した上で、最終的に市長との直接の話し合いを行いました。

その結果でございますけれども、先ほど申し上げたように、当初提示した案に対して、給与月額については削減率を縮減するんだというようなこと、それから、地域手当、これは対象外とするということなどの修正を加えた形で、給与削減を行うことについて了解といいますか、理解をいただいたということでございます。

○林 政男君

千葉県の場合は、もう職員組合との交渉は打ち切りで、執行部提案といいますか、知事部局の提案ということで押し切るということになっていきますけれども、八街の場合は、今のお話によりますと、職員組合の方と話し合いをもって円満にというんですか、了解を得て提案しているということで、安心をいたしました。

ただ、1つだけちょっとお伺いしたいのは、これは9月の議会でみっちりやろうと思えますけれども、やっぱり、今、部長も答弁されたように、モチベーションの問題で大変問題があるかなと思います。やっぱり、職員の能力開発、私が見たところでは、八街市の職員は大変意欲というか能力があるんですけれども、なかなかそれが発揮できていない部分があるかなと思うんですけれども、今回のこの措置によりまして、今、部長答弁は、その辺の回答も、職員からの提案に対しては回答したというふうなお話でしたけれども、その辺、もし具体的なことがあれば、教えていただきたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに、職員組合の方も、士気の低下ということについては非常に懸念をしているところでございました。私ども、交渉の過程では、こういう財政状況でございますので、財源を伴うものについてはなかなか措置できないということでございまして、交渉の過程における福利厚生等に係る部分については継続して協議を行うということで了解をいただいております。

なかなか金銭的なものであるということでは難しいところでもあるわけでございますけれども、今回、この給与削減措置に対して、市長が職員宛に直接メッセージを出しております。職員組合の方でも、財政状況、これが厳しいということは理解をいただきました。それから、お話の中でも、今後もこういった削減があつたりして厳しい状況であるけれども、市民目線で職務を行っていくんだということも言っていたいております。市長からのメッセージの中でも、そういったことに対しまして、職員とを思いを1つにしてよりよいまちづくりを進めていくというようなことのメッセージも発しております。そのようなことも踏まえまして、これから、提案理由の中で市長がご説明したように、若手職員による地域活性化研究会、こういったものを立ち上げて、職員の意見を政策に反映していくんだというような意向もございまして、そういったことも含めながら職員の意欲向上を目指していきたいというように思います。

○議長（中田眞司君）

以上で林政男議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第1号から議案第3号の専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第3号の討論通告受け付け及び昼食のため休憩しますので、休憩時間中に通告するようにお願いをいたします。

午後は1時10分から再開をいたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 1時10分)

○議長(中田眞司君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

議案第3号について、京増藤江議員の反対討論の発言を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第3号、専決処分、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

この専決処分された国民健康保険税条例の一部改正は、夫婦ともに国民健康保険に加入し、どちらかが75歳で後期高齢者医療制度に移ったために、国保に残った世帯を特定継続世帯とし、後期高齢者医療制度の創設から5年間、平等割額を2分の1に軽減してきました。これからは、軽減割合を縮小して4分の1とし、3年間だけ軽減を延長します。それ以降は軽減措置をなくすというもので、軽減を装いながら負担増を高齢者に押し付けるという内容です。

後期高齢者医療制度の創設時に、この制度への厳しい国民の批判を受け、軽減対策を取らざるを得なかったという経緯があります。5年経過したから軽減措置を見直して負担増にしてもよいという理由はありません。今、高齢者の生活実態は、年金が減額され、仕事がなくなるなど、後期高齢者医療制度の創設時より一層悪化しています。高齢者への負担強化は認めることはできません。この専決処分に反対いたします。

以上です。

○議長(中田眞司君)

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）を採決します。この議案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第 1 号は承認されました。

次に、議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）を採決します。この議案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第 2 号は承認されました。

次に、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）を採決します。この議案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第 3 号は承認されました。

ただいま議題となっています議案第 4 号から議案第 9 号及び請願第 25－1 号を配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第 2、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会規則第 164 条第 1 項の規定により、7 月 12 日、市町村議会広報研究会に参加するため、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第 3、休会の件を議題とします。

明日 6 月 12 日から 20 日までの 9 日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

6月12日から20日の9日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月21日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議員親睦会総会を開催しますので、関係する議員は控室にお集まりください。

なお、親睦会総会終了後、議会運営委員会を開催します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時15分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第9号

請願第25-1号

質疑、委員会付託

2. 議員派遣の件

3. 休会の件

.....
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第4号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 平成25年度八街市一般会計補正予算について

議案第9号 八街市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

請願第25-1号 南中学校東の大量廃棄物の持ち込みに反対する請願について